



発行 東京都

- 都税に係る徴収金の収納委託 (二件) ..... (主税局徴収部徴収指導課) ..... 一
- 納税証明書の交付申請に係る手数料の徴収委託 ..... (同) ..... 二
- 東京都太田記念館の個室利用料の徴収委託 ..... (生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課) ..... 三
- 旅券法関係手数料条例による手数料の徴収委託 ..... (生活文化スポーツ局都民生活部旅券課) ..... 三
- 東京都育英資金貸付条例による返還金の収納委託 ..... (生活文化スポーツ局私学部私学振興課) ..... 三
- 東京都写真美術館条例による特別閲覧料の徴収委託 ..... (生活文化スポーツ局文化振興部文化事業課) ..... 三
- 東京都障害者スポーツセンター条例による使用料の徴収委託 ..... (生活文化スポーツ局スポーツセンター) ..... 三
- 東京都計量検定所の手数料の徴収委託 ..... (生活文化スポーツ局計量検定所管理企画課) ..... 四
- 東京ウイメンズプラザの使用料の徴収委託 ..... (生活文化スポーツ局都民生活部東京ウイメンズプラザ) ..... 四
- 公共交通の施行に伴う移転資金貸付条例による移転資金貸付金償還金の収納委託 ..... 四

## 告示

## 目次

32

- 建築士事務所の業務報告書閲覧手数料の徴収委託 ..... (都市整備局市街地整備部建築企画課) ..... 四
- 建設業許可申請手数料等の収納委託 ..... (都市整備局市街地建築部建設業課) ..... 四
- 宅地建物取引士証交付申請手数料の徴収委託 ..... (住宅政策本部都営住宅経営部指導管理課) ..... 五
- 東京都営住宅条例等による使用料等の収納委託 ..... (住宅政策本部都営住宅経営部不動産業課) ..... 五
- 東京都営住宅条例等による手数料の徴収委託 ..... (同) ..... 五
- 東京都自動車排出ガス試験等手数料条例による手数料の徴収委託 ..... (環境局総務部環境政策課) ..... 五
- 電気工事士法関係手数料条例による手数料の徴収委託 ..... (環境局環境改善部環境保安課) ..... 六
- 都立自然公園の有料施設等の使用料の徴収委託 ..... (環境局自然環境部緑環境課) ..... 六
- 東京都廃棄物条例による手数料の徴収委託 ..... (環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課) ..... 六

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地  
日建総業株式会社
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出の内容  
豊島区西池袋三丁目三十三番十九号
- (一) 収納の事務
  - 東京都八王子都税事務所 都税に係る徴収金
  - 東京都町田都税支所
  - 東京都立川都税事務所
  - 東京都府中都税支所
  - 東京都小平都税支所
  - 東京都都税総合事務センター 都税に係る徴収金のうち自動車税環境性能割及び自動車税種別割に係るもの
  - 品川自動車税事務所
  - 練馬自動車税事務所
  - 足立自動車税事務所
  - 多摩自動車税事務所
  - 八王子自動車税事務所

## 告示

## ● 東京都告示第四百十一号

支出の事務を  
行う事務所

歳出の内容

- 東京都都税総合事務センター 東京都及び他府県のアメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有又は取得する自動車に係る自動車税及び自動車税種別割の過誤納還付金
- 品川自動車税事務所
- 練馬自動車税事務所
- 足立自動車税事務所
- 多摩自動車税事務所
- 八王子自動車税事務所

- 一 東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)に基づく都税に係る徴収金の収納の事務について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の五第一項の規定に基づき、委託することができる歳入等として定めるとともに、同法第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

四 委託日 令和六年四月一日

三 指定日 令和六年四月一日

四 委託日 令和六年四月一日

## ◎ 東京都告示第四百十二号

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）に基づく個人の事業税、不動産取得税、自動車税種別割（普通徴収のものに限る。）、固定資産税等に係る徴収金の収納の事務について、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

委託した  
相手方

委託内容

委託期間

株式会社NTTデータ  
江東区豊洲三丁目  
三番三号

株式会社しんきん  
情報サービス  
港区港南一丁目八  
番二十七号

株式会社セブン-  
イレブン・ジャパン  
千代田区二番町八  
番地八

株式会社ファミリ  
ーマート  
港区芝浦三丁目一  
番二十一号

株式会社ボプラ  
広島県広島市安佐

同右

同右

同右

同右

ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地の一	地六百六十五番地の一
山崎製パン株式会社 千代田区岩本町三丁目十番一号	地六百六十五番地の一
品川区大崎一丁目十一番二号	同右
株式会社ローソン 千代田区内幸町一丁目二番二号	同右
ビーリングシステム 株式会社 千代田区飯田橋三丁目十番十号	同右
KDDI株式会社 千代田区永田町二丁目十一番一号	同右
株式会社NTTドコモ 千代田区大手町一丁目五番五号	同右
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号	同右
LINE Pay 株式会社 品川区西品川一丁目一番一号	同右
PayPay株式会社 る都税の収納 PayPayによる都税の収納 PayPayによる都税の収納 PayPayによる都税の収納 PayPayによる都税の収納 PayPayによる都税の収納 PayPayによる都税の収納	同右

## ◎ 東京都告示第四百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

日建総業株式会社

豊島区西池袋三丁目三十三番十九号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

徴収の事務を行なう事務所  
歳入の内容

東京都都税総合事務センター  
品川自動車税事務所  
練馬自動車税事務所  
足立自動車税事務所  
多摩自動車税事務所  
八王子自動車税事務所

都税に係る徴収金のうち自動車税環境性能割及び自動車税種別割に関する納税証明書の交付の申請に係る手数料

四 委託日  
三 指定日  
二 年四月一日

楽天銀行株式会社  
港区港南二丁目十番五号  
六番五号

楽天ペイメント株式会社  
港区港南二丁目十番五号  
六番五号

楽天ペイメント株式会社  
港区港南二丁目十番五号  
六番五号

千代田区紀尾井町  
一番三号

楽天銀行アブリによる都税の収納  
港区港南二丁目十番五号  
六番五号

楽天ペイによる都税の収納  
港区港南二丁目十番五号  
六番五号



令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

● 東京都告示第四百十九号

計量法関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十四号)

第二条及び東京都計量受託検査条例(昭和五十三年東京都条例第九十六号)第六条に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令

(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称

一般社団法人東京都計量協会

二 委託期間

江東区新砂三丁目三番四十一号

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

● 東京都告示第四百二十一号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例(昭和四十八年東京都条例第四十五号)に規定する移転資金貸付金償還金の収納事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称

一般社団法人東京都計量協会

二 委託期間

江東区新砂三丁目三番四十一号

一 委託した相手方

(一) 名称

一般社団法人東京都計量協会

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称

一般社団法人東京都計量協会

二 委託期間

新宿区西新宿七丁目五番二十五号

一 委託した相手方

(一) 名称

一般社団法人東京都計量協会

の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称

一般社団法人東京都建築士事務所協会

二 所在地 新宿区新宿五丁目十七番十七号 渡菱ビル三階

一 委託した相手方

(一) 名称

一般社団法人東京都建築士事務所協会

二 所在地 新宿区新宿五丁目十七番十七号 渡菱ビル三階

一 委託した相手方

(一) 名称

一般社団法人東京都建築士事務所協会

二 所在地 新宿区新宿五丁目十七番十七号 渡菱ビル三階

一 委託した相手方

(一) 名称

一般社団法人東京都建築士事務所協会

二 所在地 新宿区新宿五丁目十七番十七号 渡菱ビル三階

一 委託した相手方

(一) 名称

一般社団法人東京都建築士事務所協会

二 所在地 新宿区新宿五丁目十七番十七号 渡菱ビル三階

一 委託した相手方

(一) 名称

一般社団法人東京都建築士事務所協会

二 所在地 新宿区新宿五丁目十七番十七号 渡菱ビル三階

一 委託した相手方

(一) 名称

一般社団法人東京都建築士事務所協会

二 所在地 新宿区新宿五丁目十七番十七号 渡菱ビル三階

一 委託した相手方

(一) 名称

一般社団法人東京都建築士事務所協会

二 所在地 新宿区新宿五丁目十七番十七号 渡菱ビル三階

一 委託した相手方

(一) 名称

一般社団法人東京都建築士事務所協会

## 二 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 三 委託に係る手数料

## 手数料の名称

根拠規定期

## 建設業及び解体工事業

## 関係証明手数料

## 建設業許可申請手数料

東京都事務手数料条例(昭和二十四年東京都条例第三十号)第十二条第一号及び同条第四号

東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第十七号)別表一の部第四の款一の項

## 建設業許可更新申請手数料

東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第十七号)別表一の部第四の款六の項

## 経営規模等評価手数料

東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第十七号)別表一の部第四の款七の項

## 総合評定値通知手数料

東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第十七号)別表一の部第四の款八の項

## 経営状況分析手数料

東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第十七号)別表一の部第五の款二の項

## 浄化槽工事業登録申請手数料

東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第十七号)別表一の部第五の款三の項

## 浄化槽工事業更新登録申請手数料

東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第十七号)別表一の部第五の款四の項

## 浄化槽工事業者登録簿交付手数料

東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第十七号)別表一の部第五の款五の項

## 浄化槽工事業者登録簿閲覧手数料

東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第十七号)別表一の部第五の款六の項

## 解体工事業者登録申請手数料

東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第十七号)別表一の部第十の款二の項

## 建設業許可、変更の届出等に係る書類

東京都事務手数料条例(平成十二条第十二号)

又はこれらの写しの閲覧手数料

## ●東京都告示第四百二十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二十二条の二第二項又は第二十二条の三第二項に規定する法定講習受講修了者から徴収する宅地建物取引士証交付申請手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日  
東京都知事 小池百合子

## 一 委託した相手方

東京都知事 小池百合子

## 二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで  
東京都知事 小池百合子

## ●東京都告示第四百二十六号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)、

東京都福祉住宅条例(昭和三十五年東京都条例第三十八号)、東京都引揚者住宅条例(昭和二十六年東京都条例第六十一号)、東京都地域特別賃貸住宅条例(昭和六十三年東京都条例第一百三号)及び東京都特定公共賃貸住宅条例(平成五年東京都条例第六十五号)に規定する使用許可、

使用料等、収入超過者及び高額所得者の証明に係る東京都事務手数料条例(昭和二十四年東京都条例第三十号)に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(平成五年東京都条例第六十五号)に規定する使用許可、

東京都福祉住宅条例(昭和三十五年東京都条例第三十八号)、東京都引揚者住宅条例(昭和二十六年東京都条例第六十一号)及び東京都特定公共賃貸住宅条例(昭和六十三年東京都条例第一百三号)に規定する使用許可、

東京都条例第六十五号)に規定する使用許可、

## ●東京都告示第四百二十五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)、

等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第一項の規定に基づき、同令による改正前的地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

一 委託した相手方  
東京都知事 小池百合子

(一) 名称 東京都住宅供給公社  
(二) 所在地 渋谷区神宮前五丁目五十三番六十七号

二 委託期間  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十七号

東京都自動車排出ガス試験等手数料条例(平成十一年東京都条例第四十三号)第二条に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

(一) 名称 公益財団法人東京都環境公社  
(二) 所在地 墨田区江東橋四丁目二十六番五号

一 委託した相手方  
東京都知事 小池百合子

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十八号

電気工事士法関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十三号)第二条に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

一 委託した相手方  
東京都知事 小池百合子

(一) 名称 東京都電気工事工業組合  
(二) 所在地 中央区築地三丁目四番十三号

二 委託期間  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十九号

東京都自然公園条例(平成十四年東京都条例第九十五号)第五十三条の二に規定する有料施設等の使用料(予納金を含む。)の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

(一) 名称 公益財団法人東京都環境公社  
(二) 所在地 墨田区江東橋四丁目二十六番五号

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

一 委託した相手方  
(一) 名称 大島町

(二) 所在地 大島町元町一丁目一番十四号

二 委託期間  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設 東京都立大島公園海のふるさと村

●東京都告示第四百三十号

東京都廃棄物条例(平成四年東京都条例第百四十号)第二十一条第一項に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

一 委託した相手方  
東京都知事 小池百合子

(一) 名称 東京都電気工事工業組合  
(二) 所在地 中央区築地三丁目四番十三号

二 委託期間  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十九号

東京都自然公園条例(平成十四年東京都条例第九十五号)第五十三条の二に規定する有料施設等の使用料(予納金を含む。)の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

(一) 名称 公益財団法人東京都環境公社  
(二) 所在地 墨田区江東橋四丁目二十六番五号

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 ○三(五三三二)一一一(代)  
郵便番号 163-8001  
定価 本冊  
一箇月 三〇円  
(郵送料を含む)  
印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号  
電話 ○三(三八一二)五二〇一(代)  
郵便番号 113-0001